

■ご質問への回答

件名 「諸外国の高速道路休憩施設等における駐車場混雑対策の制度・運営方式に関する調査」

No	該当書類	ページ数	ご質問	回答
1	業務説明書	P2	1. 「海外の高速道路」の範囲について 配置予定管理技術者に求められる同種又は類似業務の実績における「海外の高速道路」には、当該国において高速道路又は自動車専用道路に相当する機能・構造を有する高規格幹線道路を対象とした業務も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	高速道路又は自動車専用道路に相当する機能・構造を有する高規格幹線道路を対象とした業務は同種又は類似業務の実績に含まれるとの理解で問題ございません。
2	業務説明書	P2	2. テクリスに登録されていない業務実績の証明方法について 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績について、テクリスに登録されていない業務の場合、業務内容を確認できる契約書、仕様書等及び当該技術者の従事を確認できる業務従事者名簿等を提出することにより、当該業務を実績の確認対象としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	テクリスに登録されていない業務の場合は、業務内容を確認できる契約書、仕様書等のほか、当該技術者が具体的にどのように業務に従事していたかを確認できる業務従事者名簿等の提出をお願いします。
3	業務説明書	P3	3. 業務実施計画の作成枚数について 業務実施計画について、A4判での最大枚数をご教示ください。	提案書の別添様式ー4（A4版）については、1～2枚で作成いただいております。
4	特記仕様書	P4	4. 諸外国の道路担当者等へのヒアリングについて 特記仕様書2-3(1)に規定する、文献調査のみでは十分な調査結果が得られない場合のヒアリングについて、見積及び業務実施計画の作成に当たり、あらかじめ想定すべき対象国数、対象機関数及び実施回数がありましたら、ご教示ください。具体的な想定がない場合は、提案者において合理的な前提を設定してよろしいでしょうか。 また、「電話によるヒアリング等」には、オンライン会議及び電子メールによる照会も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	①特記仕様書「2-3 高速道路休憩施設等における駐車場混雑対策としての制度・運営方式等に関する調査（P3）」に記載しておりますとおり、想定している対象国は欧州の3カ国（イギリス、ドイツ、オランダ）となりますが、対象機関数及び実施回数の想定はありません。 ②電話によるヒアリング等には、オンライン会議及び電子メールによる照会も含まれるとの理解で問題ございません。
5	特記仕様書	P4	5. 関係法令の新旧対照表について 特記仕様書2-3(2)2)に規定する新旧対照表については、制度創設時から現在までのすべての改定を対象とするのではなく、現行制度に至る経緯の把握に必要で、かつ、駐車場混雑対策に直接関係する主要な条項及び改定を対象として作成するとの理解でよろしいでしょうか。 また、外国法令については、原文の全文による新旧対照表ではなく、関係部分を日本語で整理した新旧対照表を作成することでよろしいでしょうか。	①現行制度に至る経緯の把握に必要で、かつ、駐車場混雑対策に直接関係する主要な条項及び改定を対象として作成するとの理解で問題ございません。 ②外国法令については、原文の全文による新旧対照表ではなく、関係部分を日本語で整理した新旧対照表を作成するとの理解で問題ございません。